

坂出市学校再編準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 坂出市立東部小学校、坂出市立金山小学校、坂出市立西庄小学校、坂出市立東部中学校の学校再編に向けて、委員から広く意見を聴取するとともに、情報共有を通じて、必要な準備、検討及び調整を図り、円滑に再編を推進するため、坂出市学校再編準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 校名・校章・校歌等に関する事
- (2) 通学路の安全確保及び通学方法に関する事
- (3) 標準服や学用品に関する事
- (4) 施設整備に関する事
- (5) 記念行事に関する事
- (6) 学校経営（教職員配置）や教育活動に関する事
- (7) 児童・生徒の交流活動（事前交流も含む）に関する事
- (8) 学校運営協議会や地域連携活動に関する事
- (9) P T A組織体制や活動内容等に関する事
- (10) その他学校再編に関し必要な事項

(委員の構成)

第3条 準備委員会は、20人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから選出する。

- (1) 学校再編の対象となる学校の児童・生徒の保護者を代表する者
- (2) 学校再編の対象となる学校区の地域住民を代表する者
- (3) 学校再編の対象となる学校の教職員を代表する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けたときは、委員を補充することができる。なお、補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長はそれぞれ互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会は委員長が招集する。ただし、第1回の準備委員会は、教育長が招集する。

- 2 準備委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 準備委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 4 準備委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(組織体制)

第7条 準備委員会は、第2条に規定する所掌事務の調査、検討、調整及び関連する業務を行うために次に掲げる専門部会を置き、その経過及び検討結果について、準備委員会へ報告するものとする。

- (1) 新校基本構想部会
- (2) 通学・安全部会
- (3) 標準服・学用品部会
- (4) 施設整備部会
- (5) 学校経営構想部会

- 2 部会に属すべき委員及びその部会長は、委員長が指名する。
- 3 専門部会の所掌事務は、別表のとおりとする。

(会議の運営等)

第8条 会議は、委員長または副委員長、教育委員会事務局が進行するものとする。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対し会議への出席又は資料の提出を求め、その意見を聴くことができる。

(教育委員会への報告)

第9条 準備委員会は、第2条に規定する所掌事務の調査及び検討結果を踏まえ、専門部会間での情報共有を行うとともに、委員からの意見を聴取し、その結果概要について教育委員会へ報告する。

(庶務)

第10条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、教育委員会事務局が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表)

(1) 新校基本構想部会	▶ 校名・校章・校歌に関する事 ▶ 記念行事に関する事
(2) 通学・安全部会	▶ 通学路の安全確保に関する事 ▶ 通学方法に関する事 ▶ 校区に関する事
(3) 標準服・学用品部会	▶ 標準服や体操服、学用品に関する事
(4) 施設整備部会	▶ 施設整備に関する事
(5) 学校経営構想部会 ※ 本部会は、校長が指名した学校関係者でプロジェクトチームを組織して業務を行う。その経過及び検討結果について、校長が、準備委員会へ報告するものとする。	▶ 学校経営 ・教育目標 ・教職員配置／学級編制 ・校務分掌 ・小中一貫教育 ▶ 教育課程 ・特色ある教育活動 ・学校行事 ・児童・生徒の交流活動（事前交流も含む） ▶ 生徒指導に関する事 ▶ 多様な教育的ニーズへの対応 ・特別支援教育 ・不登校対応 ・日本語指導 ▶ P T A組織体制や活動内容 ▶ 学校運営準備委員会や地域連携活動 ▶ 学校事務関係